

農林業経営体調査の調査項目の見直しについて

1 農林業経営体調査については、統計法施行令第4条に基づく地方公共団体が処理する事務として、都道府県及び市区町村を通じて、統計調査員が調査票を配布・回収する方法により調査を実施していますが、本調査は、政府統計の中でも調査項目が極めて多く、補助票を除いた本体の調査票だけでも11ページとなっていることもあり、都道府県及び市町村からは、調査の簡素・合理化について強い要望が寄せられています。（資料1-1参照）

また、MAFFアプリのリアル行政手続きリポートBOXを通じて寄せられた国民の意見でも、次回センサスに向けては、調査項目の簡素化等を求める意見が寄せられています。（資料1-2参照）

2 このような状況を踏まえ、次回2025年センサスに向けた調査項目の見直し検討に当たっては、農林水産省政策部門及び統計部門から、前回2020年センサスの調査項目ごとに、調査結果の利活用状況を把握した上で、行政上の利活用が低調な調査項目について削除または簡素化することを考えています。（資料1-3及び4参照）

3 一方で、農林水産省政策部門及び統計部門から調査項目の新規追加要望について把握し、そのうち、

- ①基本計画の策定や政策目標等に必要な指標であること
- ②直接的な財政支出の基礎数値として活用するなど、法令上で利用が位置づけられる項目であること

- ③標本調査の母集団情報として必要な項目であること
 - ④今後の政策の立案・推進の根幹に活用する項目であること
- のいずれかに該当する調査項目であることが確認された調査項目について、新規追加または拡充することを考えています。(資料1-5及び6参照)